

審議会等設置状況

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

審議会等の名称	伊万里市障がい者計画等策定委員会
設置の根拠	伊万里市障がい者計画等策定委員会設置要綱
設置の目的	本市における障がい者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく伊万里市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定に基づく伊万里市障がい福祉計画及び児童福祉法第3条の20第1項の規定に基づく伊万里市障がい児福祉計画を策定するため
設置年月日	平成23年6月10日
委員数	16人
委員の任期	1 年（休止中）
委員名簿	休止中につき名簿無し
所管課	健康福祉部 福祉課 障がい福祉係（電話番号0955-23-2156）

伊万里市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成18年4月1日

告示第17号

(目的)

第1条 本市における障がい者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく伊万里市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく伊万里市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく伊万里市障がい児福祉計画（以下「計画等」という。）を策定するため、伊万里市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画等の策定に関し必要な審議を行い、計画原案を市長に提案する。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる団体等から選出された者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 計画の策定に関する調査、研究及び検討を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、公募に応募した市民で構成する。

3 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、ワーキンググループ員の互選により決定する。

(リーダー及びサブリーダー)

第7条 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、会議の議長となる。

2 リーダーは、会議の結果を委員長に報告しなければならない。

3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第8条 委員及びワーキンググループ員の任期は、委員会が第2条の規定に基づく提案を行った日までとする。

(庶務)

第9条 委員会及びワーキンググループの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 伊万里市障害者長期行動計画策定委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	団体等
学識経験者	佐賀大学等
行政関係者	伊万里公共職業安定所
行政関係者	伊万里保健福祉事務所
行政関係者	伊万里市
医療関係者	伊万里・有田地区医師会
障がい者（身体）	伊万里市身体障害者福祉協会
障がい者（知的）	伊万里市手をつなぐ育成会
障がい者（精神）	伊万里市精神保健福祉会
障がい者	佐賀県自立支援協議会相談支援アドバイザー
障がい児	佐賀県立伊万里特別支援学校
福祉全般	伊万里市地域型在宅介護支援センター 特別老人ホーム長生園
福祉全般	伊万里市社会福祉協議会
福祉全般	伊万里市民生委員・児童委員協議会
福祉全般	伊万里市ボランティア連絡協議会
市民一般	伊万里市区長会連合会
市民一般	いまり女性ネットワーク